

八王子市公告第142号

平成22年八王子市公告第160号の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年4月1日

八王子市長 初 宿 和 夫

改正後	改正前
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、八王子市が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合を除く。）に必要な資格<u>並びに</u>資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。 なお、本公告の内容は、平成22年5月1日から適用する。 第1 用語の定義 この公告における用語の定義は、次による。 1～10 （略） 11 CORINS <u>一般</u>財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベースをいう。 12～15 （略） 第2 競争入札参加資格の申請 登録申請をしようとする者は、次により申請を行わなければならない。ただし、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者は、申請を行うことができない（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。以下同じ。）。 1 （略）	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、八王子市が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合を除く。）に必要な資格<u>及び</u>資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。 なお、本公告の内容は、平成22年5月1日から適用する。 第1 用語の定義 この公告における用語の定義は、次による。 1～10 （略） 11 CORINS 財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベースをいう。 12～15 （略） 第2 競争入札参加資格の申請 登録申請をしようとする者は、次により申請を行わなければならない。ただし、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者は、申請を行うことができない（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。以下同じ。）。 1 （略）

2 申請の条件等

競争入札参加資格については、次に定める必要な条件を備えていなければならない。

(1) 納税に関する条件

法人の場合は、審査対象事業年度の法人税、法人事業税（**特別法人事業税**を含む。以下同じ。）、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、審査対象事業年度の所得税、消費税及び地方消費税を完納していなければならない。

(2)～(3) (略)

第3 申請方法

1 申請方法

登録申請をしようとする者は、インターネットを利用して下記電子調達サービスのサイトにアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信しなければならない。

ホームページアドレス

https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp

2 電子証明書の購入及び登録

登録申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局より「**ICカード電子証明書**」を購入し、電子調達サービスへ登録することを必要とする。行政書士に登録申請の代理を依頼するときも、同様とする。

3 (略)

4 必要書類の**送付**

申請に当たり下記に示した必要書類を提出すること。必要書類は**送信後直ちに申請時に指定される方法に従って郵送又は電子送付**しなければならない。

なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）
- ・財務諸表（審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の決算によるもの）
- ・身分証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）

2 申請の条件等

競争入札参加資格については、次に定める必要な条件を備えていなければならない。

(1) 納税に関する条件

法人の場合は、審査対象事業年度の法人税、法人事業税（**地方法人特別税**を含む。以下同じ。）、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、審査対象事業年度の所得税、消費税及び地方消費税を完納していなければならない。

(2)～(3) (略)

第3 申請方法

1 申請方法

登録申請をしようとする者は、下記の電子調達サービスのサイトから申請プログラムを取得し、必要事項を入力して作成した申請データを、電子調達サービスに送信しなければならない。

ホームページアドレス

https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp

2 電子証明書の購入及び登録

登録申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局が**発行するICカード電子証明書**を購入し、電子調達サービスへ登録することを必要とする。行政書士に登録申請の代理を依頼するときも、同様とする。

3 (略)

4 必要書類の**郵送**

申請に当たり下記に示した必要書類を提出すること。必要書類は**申請データの送信後直ちに、指定されたあて先に郵送**しなければならない。

なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）
- ・財務諸表（審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の決算によるもの）
- ・身分証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）

・登記事項証明書（発行日が申請日から 3 箇月以内であるもの） ・法人事業税の納税証明書 ・納税証明書その 1 <u>（第 2 2(1)の納付済額を証明するもの）</u> （いずれも正本） ・市税納税状況調査票（本店、営業所が八王子市内にある者のみ。直接、八王子市に提出） 5～6 （略） 第 4 （略） 第 5 競争入札参加資格の審査基準 1～2 （略） 3 客観的審査事項及び主観的審査事項 （1）客観的審査事項 下記により業種別に算出した客観点数を別表 1 にあてはめ、客観等級を決定する。 ア 登録申請に経審を必要とする業種 別表 2 において、各業種の登録申請に当たり必要としている経審の総合評定値 P 点（申請に有効な審査基準日の審査結果が複数あるときは直近のものとし、該当する業種が複数あるときは最も高い点数のもの）を客観点数とする。 経審必要業種に申請する場合、雇用保険法に規定する適用事業、健康保険法及び厚生年金保険法に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが前提となる。 ※$P \text{ 点} = 0.25 X1 + 0.15 X2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$ その他社会性等による点数(W) 下記の W1 から W9 の合計した数値を別表 11(10)にあてはめて得た評点を W とする。 <u>(㍑)</u> W1 は、別表 11(1)1. 経審を必要とする業種により算出した数値とする。 <u>(㍒)</u> W2 は、別表 11(2)により算出した数値とする。 <u>(㍓)</u> W3 は、別表 11(3)により算出した数値とする。 <u>(㍔)</u> W4 は、別表 11(4)により算出した数値とする。	・登記事項証明書（発行日が申請日から 3 箇月以内であるもの） ・法人事業税の納税証明書 ・納税証明書その 1 （いずれも正本） ・市税納税状況調査票（本店、営業所が八王子市内にある者のみ。直接、八王子市に提出） 5～6 （略） 第 4 （略） 第 5 競争入札参加資格の審査基準 1～2 （略） 3 客観的審査事項及び主観的審査事項 （1）客観的審査事項 下記により業種別に算出した客観点数を別表 1 にあてはめ、客観等級を決定する。 ア 登録申請に経審を必要とする業種 別表 2 において、各業種の登録申請に当たり必要としている経審の総合評定値 P 点（申請に有効な審査基準日の審査結果が複数あるときは直近のものとし、該当する業種が複数あるときは最も高い点数のもの）を客観点数とする。 経審必要業種に申請する場合、雇用保険法に規定する適用事業、健康保険法及び厚生年金保険法に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが前提となる。 ※$P \text{ 点} = 0.25 X1 + 0.15 X2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$ その他社会性等による点数(W) 下記の W1 から W9 の合計した数値を別表 11(10)にあてはめて得た評点を W とする。 ア W1 は、別表 11(1)1. 経審を必要とする業種により算出した数値とする。 イ W2 は、別表 11(2)により算出した数値とする。 ウ W3 は、別表 11(3)により算出した数値とする。 エ W4 は、別表 11(4)により算出した数値とする。
--	--

- (ウ) W5 は、別表 11(5)により算出した数値とする。
(エ) W6 は、別表 11(6)により算出した数値とする。
(オ) W7 は、別表 11(7)により算出した数値とする。
(カ) W8 は、別表 11(8)により算出した数値とする。
(キ) W9 は、別表 11(9)により算出した数値とする。

イ (略)

(2) 主観的審査事項

下記アからリにより業種別に算出した主観点数を別表 1 にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 最高完成工事（業務）経歴

申請者は、下記のすべての条件を満たす過去の最高完成工事（業務）経歴を、発注者別（発注者区分は別表 3 のとおり。）に申請するものとする。

(イ) 施行内容が登録申請を行う業種に該当するものであること。

(ロ) 申請者が審査基準日の属する月の末日以前 7 年間（業種番号 02 橋りょう工事、03 河川工事、19 しゅんせつ埋立て、25 地下鉄工事については 9 年間）の間に完成させたものであること。

(ハ) 申請者が指定地域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県。ただし、山梨県又は静岡県に本店を有する者は、この両県を加える。）内において施行し、完成させたものであること。ただし、下記の業種については指定地域の条件を除外する。

(略)

(ニ) 都区市町村又は他官公庁（別表 3 のとおり）と契約した請負金額が 2,500 万円以上となる工事を申請する場合は、各業種別に定めた CORINS の工種（別表 4 のとおり）に登録されたものでなければならない。

なお、登録は受注時登録又はしゅん工時登録のいずれかにおいて登録があればよいものとする。

(ホ) 建設共同企業体において施工した工事経歴により申請を行う場合は、請負金額に当該共同企業体の出資割合による比率を乗じた金額とすること。

(ヘ) 一件の最高完成工事（業務）経歴については、複数の業種の最高完成工事（業務）経歴として申請することはできない。ただし、下記の表の左欄の業種に

- オ W5 は、別表 11(5)により算出した数値とする。
カ W6 は、別表 11(6)により算出した数値とする。
キ W7 は、別表 11(7)により算出した数値とする。
ク W8 は、別表 11(8)により算出した数値とする。
ケ W9 は、別表 11(9)により算出した数値とする。

イ (略)

(2) 主観的審査事項

下記アからリにより業種別に算出した主観点数を別表 1 にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 最高完成工事（業務）経歴

申請者は、下記のすべての条件を満たす過去の最高完成工事（業務）経歴を、発注者別（発注者区分は別表 3 のとおり。）に申請するものとする。

① 施行内容が登録申請を行う業種に該当するものであること。

② 申請者が審査基準日の属する月の末日以前 7 年間（業種番号 02 橋りょう工事、03 河川工事、19 しゅんせつ埋立て、25 地下鉄工事については 9 年間）の間に完成させたものであること。

③ 申請者が指定地域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県。ただし、山梨県又は静岡県に本店を有する者は、この両県を加える。）内において施行し、完成させたものであること。ただし、下記の業種については指定地域の条件を除外する。

(略)

④ 都区市町村又は他官公庁（別表 3 のとおり）と契約した請負金額が 2,500 万円以上となる工事を申請する場合は、各業種別に定めた CORINS の工種（別表 4 のとおり）に登録されたものでなければならない。

なお、登録は受注時登録又はしゅん工時登録のいずれかにおいて登録があればよいものとする。

⑤ 建設共同企業体において施工した工事経歴により申請を行う場合は、請負金額に当該共同企業体の出資割合による比率を乗じた金額とすること。

⑥ 一件の最高完成工事（業務）経歴については、複数の業種の最高完成工事（業務）経歴として申請することはできない。ただし、下記の表の左欄の業種に

申請したものを右欄の業種の最高完成工事（業務）経歴として申請する場合及び⑦に該当する場合を除く。 （略） （キ） 複数の業種で構成された施行案件を最高完成工事（業務）経歴として申請を行う場合は、当該施行案件の全体の請負金額の中で、申請する業種を施行した部分のみの金額により申請を行うこと。この場合は、当該業種の施行部分についての請負金額を明らかにする積算内訳書等を提示できるようにしておかなければならない。 ただし、当該業種の施行金額が全体の 50%（業種番号 07 の建築工事においては 70%）を超えている場合は、当該施行案件を一つの業種の最高完成工事（業務）経歴として申請することを条件に、請負金額全額を最高完成工事（業務）経歴の金額として申請を行うことができる。 （ク） 単価契約等により、一定期間に同様の工事等を複数回に渡り施行した工事（業務）経歴により申請を行う場合、一回当たりの施行における最高金額により申請をしなければならない（期間満了後の総支払金額を請負金額として申請してはならない。）。 イ～ウ （略） 4～6 （略） 第 6 （略） 第 7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等 1 審査結果の確認 競争入札参加資格の審査結果は審査が終了次第、<u>登録申請者が電子調達サービスにて確認を行う。</u> 2 資格の取消し <u>以下場合は直ちに、競争入札参加資格の取消申請をすること。</u> <u>なお、以下の定めにかかわらず、競争入札参加資格の有資格者の事情により、その資格の全部又は登録業種の一部を取り消すことができる。</u> (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなったとき。	申請したものを右欄の業種の最高完成工事（業務）経歴として申請する場合及び⑦に該当する場合を除く。 （略） ⑦ 複数の業種で構成された施行案件を最高完成工事（業務）経歴として申請を行う場合は、当該施行案件の全体の請負金額の中で、申請する業種を施行した部分のみの金額により申請を行うこと。この場合は、当該業種の施行部分についての請負金額を明らかにする積算内訳書等を提示できるようにしておかなければならない。 ただし、当該業種の施行金額が全体の 50%（業種番号 07 の建築工事においては 70%）を超えている場合は、当該施行案件を一つの業種の最高完成工事（業務）経歴として申請することを条件に、請負金額全額を最高完成工事（業務）経歴の金額として申請を行うことができる。 ⑧ 単価契約等により、一定期間に同様の工事等を複数回に渡り施行した工事（業務）経歴により申請を行う場合、一回当たりの施行における最高金額により申請をしなければならない（期間満了後の総支払金額を請負金額として申請してはならない。）。 イ～ウ （略） 4～6 （略） 第 6 （略） 第 7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等 1 審査結果の確認 競争入札参加資格の審査結果は審査が終了次第、<u>電子調達サービスに登録する。登録申請者は自らの登録申請に係る審査結果を電子調達サービスで確認するものとする。</u> 2 資格の取消し <u>競争入札参加資格を有する者が、資格有効期限内に次のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに競争入札参加資格の取消しを申請しなければならない。</u> (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなったとき。
---	---

(2) <u>この公告による競争入札参加資格を有する者が、資格有効期限内に</u>各業種に登録申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったとき。 <u>(削除)</u> 3～5 (略) 第8 代理申請 1 行政書士による行政書士登録 (1) (略) (2) 登録に使用できる文字 行政書士の登録に使用できる文字は、JIS 第1水準及び第2水準とする。 登録内容(人名、法人名等を含む。)<u>においてこれ以外</u>の文字を使用している場合は、登録可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて登録を行うこと。 (3) シリアル番号 行政書士の登録を行った者に<u>ついて</u>は、8けたの数字により構成されるシリアル番号を付す。 (4) (略) (5) 変更登録 行政書士の登録内容のうち下記の項目に変更があったときは、<u>電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により</u>速やかに該当項目の登録を変更しなければならない。 ア 行政書士名 イ 行政書士登録番号 ウ 商号又は名称 エ 事務所所在地 オ 電子メールアドレス カ 電話番号 2 申請者による代理申請の設定及び解除 <u>代理申請を依頼する申請者は、電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により</u>代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を解除する場合も同様とする。<u>(削除)</u> なお、行政書士により行政書士登録が取り消されたとき	(2) 各業種に登録申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったとき。 <u>なお、競争入札参加資格の有資格者は、上記に該当する場合のほか自らの意思により、その資格の全部又は登録業種の一部を取り消すことができる。</u> 3～5 (略) 第8 代理申請 1 行政書士による行政書士登録 (1) (略) (2) 登録に使用できる文字 行政書士の登録に使用できる文字は、JIS 第1水準及び第2水準とする。 登録内容(人名、法人名等を含む。)<u>にこれら</u>以外の文字を使用している場合は、登録可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて登録を行うこと。 (3) シリアル番号 行政書士の登録を行った者には、8けたの数字により構成されるシリアル番号を付す。 (4) (略) (5) 変更登録 行政書士の登録内容のうち下記の項目に変更があったときは、<u>電子調達サービスにより</u>速やかに該当項目の登録を変更しなければならない。 ア 行政書士名 イ 行政書士登録番号 ウ 商号又は名称 エ 事務所所在地 オ 電子メールアドレス カ 電話番号 2 申請者による代理申請の設定及び解除 <u>行政書士に代理申請を依頼する者は、電子調達サービスにより</u>代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を解除する場合も同様とする。<u>代理申請の設定又は解除は、電子調達サービスに行政書士のシリアル番号を登録又は削除することにより行う。</u> なお、行政書士により行政書士登録が取り消されたとき
---	--

きは、当該行政書士に係る代理申請の設定は解除されるものとする。 3 行政書士による代理申請 <u>行政書士による代理申請について、登録申請の方法は第3の定めと、取消申請及び変更申請に関する手続は第7の定めと同様とする。ただし、行政書士が使用する電子証明書は、第8の1(1)の定めによるものとする。</u> 第9 (略) 第10 八王子市内に住所を有する法人又は個人に関する取扱いについて 1 (略) 2 市税について (1) 八王子市に対する以下の市税に滞納がある場合、八王子市は、市税の完納が確認されるまでの期間、競争入札参加資格者の資格を停止する。 ア～ウ (略) (2) 上記の市税に滞納がないことを確認するため、八王子市内に住所を有する競争入札参加資格者は、登録後速やかに市税納税状況調査票を提出しなければならない。競争入札参加資格者が、指定した期日までに市税納税状況調査票を提出しない場合、八王子市は、競争入札参加資格者の資格を停止する。	きは、当該行政書士に係る代理申請の設定は解除されるものとする。 3 行政書士による代理申請 <u>行政書士が代理申請を行う場合、行政書士は自らの電子証明書により電子調達サービスにログインし、代理申請しようとする事業者を選択したうえで登録の申請を行うものとする。登録申請の方法は第3に、取消申請及び変更申請の方法は第7の定めに基づいて行わなければならない。</u> 第9 (略) 第10 八王子市内に住所を有する法人又は個人に関する取扱いについて 1 (略) 2 市税について (1) 八王子市に対する以下の市税に未納がある場合、八王子市は、市税の完納が確認されるまでの期間、競争入札参加資格者の資格を停止する。 ア～ウ (略) (2) 上記の市税に未納がないことを確認するため、八王子市内に住所を有する競争入札参加資格者は、登録後速やかに市税納税状況調査票を提出しなければならない。競争入札参加資格者が、指定した期日までに市税納税状況調査票を提出しない場合、八王子市は、競争入札参加資格者の資格を停止する。
--	---